

**2015 年日本政府年次報告**  
**「電離放射線からの労働者の保護に関する条約」(第 115 号)**  
**(2010 年 6 月 1 日～2015 年 5 月 31 日)**

1. 質問 I について

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則（2011 年厚生労働省令第 152 号）」

2. 質問 II について

〔第 1 条〕

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「わが国においては、労働安全衛生法に基づく電離放射線障害防止規則等を厚生労働省が、船員法に基づく船員電離放射線障害防止規則を国土交通省が発布している。」

〔第 2 条〕

前回までの報告中、

「本条約が適用される業務の範囲については、労働安全衛生法施行令別表第 2 及び船員電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項で、次のように定められている。」

を

「本条約が適用される業務の範囲については、労働安全衛生法施行令別表第 2、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第 2 条第 7 項及び第 8 項並びに船員電離放射線障害防止規則第 3 条第 3 項で、次のように定められている。」

に改める。

さらに、以下の事項を追記する。

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第 2 条

第 7 項（除染等業務）

1. 除染特別地域等内における事故由来放射性物質により汚染された土壌、草木、工作物等について講ずる当該汚染に係る土壌、落葉及び落枝、水路等に堆積した汚泥等の除去、当該汚染の拡散の防止その他の当該汚染の影響の低減のために必要な措置を講ずる業務
2. 除染特別地域等内における次のイ又はロに掲げる事故由来放射性物質により汚染された物の収集、運搬又は保管に係るもの
  - イ 前号又は次号の業務に伴い生じた土壌（当該土壌に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。）

□ 事故由来放射性物質により汚染された廃棄物(当該廃棄物に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。)

3. 前二号に掲げる業務以外の業務であって、特定汚染土壌等(汚染土壌等であって、当該汚染土壌等に含まれる事故由来放射性物質のうち厚生労働大臣が定める方法によって求めるセシウム百三十四及びセシウム百三十七の放射能濃度の値が一万ベクレル毎キログラムを超えるものに限る。)を取り扱うもの

#### 第8項(特定線量下業務)

除染特別地域等内における厚生労働大臣が定める方法によって求める平均空間線量率が事故由来放射性物質により二・五マイクロシーベルト毎時を超える場所において事業者が行う除染等業務その他の労働安全衛生法施行令別表第二に掲げる業務以外の業務」

### 〔第3条〕

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「2011年3月1日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における事故に対応するため、2011年3月14日に「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に起因して生じた事態に対応するための電離放射線障害防止規則の特例に関する省令」特例省令を施行し、緊急被ばく限度を250mSvに引き上げた。その後、原子炉が安定した同年12月16日に特例省令を廃止した。

2012年1月より東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務が開始されることから、2011年12月に『東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則』(除染電離則)を制定した。その概要は以下のとおりである。

- (1) 被ばく線量管理の対象及び被ばく測定線量管理の方法
- (2) 被ばく低減のための措置
- (3) 汚染拡大防止、内部被ばく防止のための措置
- (4) 労働者に対する教育
- (5) 健康管理のための措置
- (6) 安全衛生管理体制等

2012年6月より避難区域の見直しに伴い、除染特別地域で除染作業以外の生活基盤の復旧や製造業の事業などが開始・再開されることから、除染電離則を改正した。その概要は以下のとおりである。

1. 1万ベクレル毎キログラムを超える汚染土壌等を扱う業務(特定汚染土壌等取扱業務)を除染等業務に加える。
2. 平均空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超える場所で行う除染等業務以外の業務(特定線量下業務)を新たに除染電離則の適用とする。

除染の進展に伴い事故由来放射性物質により汚染された廃棄物などの処分の業務が本格的に実施される見込みであることから、2013年7月に電離則を改正した。その概要は以下のとおりである。

- 1 焼却炉、埋立施設などの事故由来廃棄物等の処分を行う設備が満たすべき要件
- 2 防じんマスク・保護衣などの着用、汚染検査などの汚染の拡大防止のための措置
- 3 作業規程（マニュアル）の策定などによる作業の管理など
- 4 処分の業務に従事する労働者に対する特別教育の実施
- 5 除染特別地域等に処分施設を設置する場合の特例

#### 〔第4条〕

前回までの報告中、

「本条を実施するための規則として、電離放射線障害防止規則及び船員電離放射線障害防止規則があり、これらの規則は、被ばく線量の限度、外部放射線の防護、汚染の防止、緊急措置、エックス線作業主任者（船員電離放射線障害防止規則については除く。）作業環境測定、健康診断等について定めている。」

を

「本条を実施するための規則として、電離放射線障害防止規則、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則及び船員電離放射線障害防止規則があり、これらの規則は、被ばく線量の限度、放射線の防護、汚染の防止、緊急措置、エックス線作業主任者（電離放射線障害防止規則のみ。）作業環境測定、健康診断等について定めている。」

に改める。

#### 〔第6条〕

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「2011年3月11日に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所における事故に対応するため、緊急作業に従事する間に受ける線量の限度を、実効線量について250mSvに引き上げた。その後、原子炉が安定した同年12月16日に特例省令を廃止し、100mSvとした。

2012年より、除染等業務を行う労働者の被ばく線量限度を次のとおり定めた。

実効線量が100mSv／5年間、かつ、50mSv／1年間（ア及びイを除く。）

ア 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）

実効線量が5mSv／3ヶ月

イ 妊娠と診断された女性 妊娠中につき実効線量が1mSv、腹部表面に受ける等価線量が2mSv

また、特定線量下業務を行う労働者の被ばく線量限度を次のとおり定めた。

実効線量が100mSv/5年間、かつ、50mSv/1年間（ア及びイを除く。）

ア 女性（妊娠する可能性がないと診断されたものを除く。）

実効線量が5mSv/3ヶ月

イ 妊娠と診断された女性 妊娠中、腹部表面に受ける等価線量が2mSv

更に2013年7月、事故由来廃棄物等の処分の業務を行う労働者の被ばく線量限度について、電離則に定める線量限度が適用されるよう改正した。」

#### 〔第7条〕

前回までの報告中、

「本条の水準については、電離放射線障害防止規則第4条、第5条及び第6条に規定されている。」

を

「本条第1項(a)の水準については、電離放射線障害防止規則第4条、第5条及び第6条、東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第3条、第4条、第25条の2及び第25条の3に規定されている。」

に改める。

#### 〔第8条〕

前回までの報告中、以下を削除する。

「電離放射線障害防止規則第6条は、管理区域に業務上立入る労働者（放射線業務従事者及び一時的に立ち入る労働者を除く。）が1年間につき1.5レム（皮ふのみに受ける線量については3レム）を超えないよう、事業者が義務づけている。また、この規定は、放射線業務を行う事業場内において放射線業務以外の業務を行う事業者及びその使用する労働者に準用されている。なお、船員電離放射線障害防止規則第8条に同様の規定がある。」

#### 〔第10条〕

前回までの報告を、以下の通り改める。

「労働安全衛生法第88条第1項及び電離放射線障害防止規則第61条に規定されている。

労働安全衛生法第88条第1項

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

(注) 事業者は、放射線装置を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、管理区域を示す図面及び放射線装置摘要書を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない

#### 電離放射線障害防止規則第61条

事業者は、透過写真撮影用ガンマ線照射装置を自己の事業場以外の場所を使用して作業を行う場合は、あらかじめ、届書に管理区域を示す図面及びその附近の見取図を添えて、当該作業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第10条及び電離放射線障害防止規則第41条の14に規定されている。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第10条

事業者は、除染特別地域等内において土壌等の除染等の業務又は特定汚染土壌等取扱業務を行おうとするときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

#### 電離放射線障害防止規則第41条の14

事業者は、次に掲げる作業を行うときは、あらかじめ、様式第一号による届書を当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事故由来廃棄物等に汚染された設備の解体、改造、修理、清掃、点検等を行う場合において、当該設備を分解し、又は当該設備の内部に立ち入る作業
- 二 外部放射線による実効線量と空気中の放射性物質による実効線量との合計が一週間につき一ミリシーベルトを超えるおそれのある作業

また、船員については、船員電離放射線障害防止規則第49条に通報義務及び通報の態様について規定している。」

#### 〔第12条〕

前回までの報告に、以下の事項を追記する。

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」第20条に規定する健康診断の項目は、次のとおりである。

- 1 被ばく歴の有無（被ばく歴を有する者については、作業の場所、内容及び期間、放射線障害の有無、自覚症状の有無その他放射線による被ばくに関する事項）の調査及びその評価
- 2 白血球数及び白血球百分率の検査
- 3 赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査
- 4 白内障に関する眼の検査

## 5 皮膚の検査

さらに、過去1年間に受けた実効線量が5 mSvを超えず、かつ、今後1年間受ける実効線量が5 mSvを超えるおそれのない者について、医師が必要と認めないときは、健康診断項目のうち2～5までの項目を行うことを要しないこととした。

なお、健康診断の頻度については、雇入れ又は当該業務に配置替えの際及びその後六月以内ごとに一回、定期に行うこととした。」

### 〔第13条〕

前回までの報告に、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」に係る以下の記載を追記する。

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第9条では、除染等業務を行うときは、除染等作業を指揮するため必要な能力を有すると認められる者のうちから当該作業の指揮者を選任することとされている。

東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則第11条、第25条の7により、以下の者が発生した場合、医師の診察又は処置を受けさせるとともに、所轄の労働基準監督署に報告することを義務付けている。

- (1) 法定の被ばく限度を超えた者
- (2) 事故由来放射性物質を誤って吸入摂取し、又は経口摂取した者
- (3) 洗身等により汚染を40 Bq/cm<sup>2</sup>以下にすることができない者
- (4) 傷創部が汚染された者」

### 〔2010年専門家委員会からのダイレトリクエストについて〕

電離放射線障害防止規則は、放射線による障害を発生させる前にこれを予防することを主目的としている。このため、事業者に対し、第57条に基づく健康診断の実施を義務づけており、これらの有所見者に対して、第57条の2に基づく医師からの意見聴取を行い、その結果を踏まえ、第59条に基づき、放射線による障害、疑い又はおそれなくなるまで就業する場所又は業務の転換、被爆時間の短縮、作業方法の変更等の措置を義務づけている。これにより、放射線による障害の発生を予防することを義務づけている。なお、特殊健康診断の有所見率は、2013年で7.3%となっており、一般健康診断の有所見率(53.0%)と比較して相当程度低い。

雇用保険の基本手当(失業給付)の受給資格等については、雇用保険の一般被保険者が失業した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12ヶ月以上ある場合には(倒産、解雇や有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6ヶ月以上ある場合にも)、失業状態にあることの認定を行った上で給付金が支給される。

2013年度の雇用保険の基本手当（失業給付）の受給資格決定件数は、167万人である。

3. 質問Ⅲについて

本条約の規定を実施するための監督機関として、厚生労働省に労働基準局、各都道府県に都道府県労働局（47カ所）、各都道府県労働局管内に労働基準監督署（321カ所）及び支署（4カ所）が設置され、これらの機関に労働基準監督官並びに産業安全専門官及び労働衛生専門官が設置されている。

4. 質問Ⅳについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

5. 質問Ⅴについて

前回までの報告に変更または追加すべき事項はない。

6. 質問Ⅵについて

本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記のとおりである。

（使用者団体）一般社団法人 日本経済団体連合会

（労働者団体）日本労働組合総連合会